西日本電信電話株式会社 東海支店

## 愛知県内 全自治体との災害時における 「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」締結完了について

西日本電信電話株式会社 東海支店(執行役員東海支店長 安部真弘、以下、「NTT西日本」)では、各自治体と締結した覚書に基づき、災害発生時に自治体等が開設する避難所等において、無料で使用することができる「事前設置型 特設公衆電話(以下、「特設公衆電話」)」の設置および理解促進等の活動を自治体と連携し推進しておりますが、2022年1月26日の日進市との覚書締結により、愛知県内の全自治体(54市町村)との覚書締結が完了しましたので、お知らせします。

#### 1.特設公衆電話の概要

自治体が保有管理する屋内避難所等にあらかじめ特設公衆電話の回線を設置しておき、大規模 災害等が発生した場合、当該避難所等へ避難された住民の方々に緊急通話手段を迅速に確保・ 提供いたします。

#### 2.愛知県の設置状況

愛知県内の全自治体(54市町村)と覚書締結を行いました。 今後は、各自治体の要望に沿って、特設公衆電話の増減設対応を行います。

#### <設置場所>

NTT西日本 公式ホームページ内「特設公衆電話」に掲載しております。

<a href="https://www.ntt-west.co.jp/cgi-bin/saun/saitai/tokusetsu/index.cgi">km設管理者からの許諾が得られた設置場所を掲載しています。</a>

### 3.理解促進活動等

各自治体が開催する防災訓練等に参加し、「特設公衆電話」の設置訓練をサポートするほか、万一の災害時に効果的に利用できるよう運用方法のアドバイスや、「災害用伝言ダイヤル(171)」の操作説明を行い、住民の皆さまに対する防災意識向上に向け支援活動を行っています。

今後も各自治体と連携し、防災訓練等の場を通じ、理解促進を進めてまいります。

#### ■ 防災訓練での設置訓練(イメージ)



### 4.今後の設置対応について

NTT西日本 東海支店では、各自治体と連携し、特設公衆電話について施設の拡大、変更に柔軟に対応し、設置に向け引続き取り組んでいきます。

以上

※ニュースリリースに記載している情報は、発表日時点のものです。

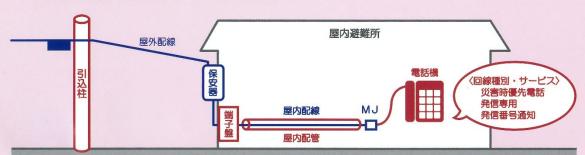
# 災害時における通信手段の確保について ~特設公衆電話の避難所への事前設置~

NTT\*1は、災害対策基本法に従い「防災業務計画」を公表し、災害時には特設公衆電話の設置に努めることとしていますが、東日本大震災のような大規模災害等の発生時における迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、避難所への特設公衆電話の事前設置\*2を進めています。

設置場所等については、平成24年8月29日に内閣府から公表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」や台風や大雨による災害の危険性を考慮しながら、各自治体様との調整により、決定しています。

※1 対象会社(日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) ※2 ユニバーサルサービスの対象である街頭に設置する公衆電話とは、別に取り組むものとします。

# 特設公衆電話の主な設備



引込柱、端子盤、屋内配管、電話機の新設が必要となる場合には、自治体様のご負担にて設置いただくこととなります。 (既設の設備を利用することにより、新設費用を低減できる場合もあります。)

保安器の設置を含めたモジュラージャック(MJ)までの配線工事については、NTT西日本にて実施します。

- ◆特設公衆電話の事前設置場所については、自治体様が保有·管理する「屋内避難所」を対象とします。
- ◆平常時は、自治体様が電話機のみを保管し、災害発生時には、モジュラージャック(MJ)へ電話機を接続して、ご利用していただきます。
- ◆接続試験については、年一回、自治体様及びNTT西日本において実施します。 ※NTT西日本はMJまでの回線試験、自治体様はMJへ電話機を接続し、通話確認試験を実施していただきます。

# ご利用いただいた自治体様の声



災害が起きたとき、数ある避難所それぞれに新たに回線を敷設することは物理的・時間的に難しいと思います。私たちが豪雨被害にあった際は、特設公衆電話を事前に設置していたため、避難所開設後、すぐに電話を利用することができました。 高齢者は携帯電話を持っていない方も多く、利用頻度が高かったです。

#### 〈留意事項〉

- ※ 特設公衆電話が設置される避難所の開設、閉鎖、移転等が明らかになった場合には、NTT西日本への連絡をお願いします。
- ※ 屋内配線などのNTT西日本が設置する設備が、自治体様要因にて破損した場合には、修復にかかる費用は自治体様で負担をお願いする場合があります。
- ※ 災害発生時以外の目的でご利用された場合には、通話料金(費用)を自治体様に請求させていただく場合があります
- ※ NTT西日本の通信設備(通信ビル、通信装置等)が被災した場合には、特設公衆電話がご利用できない場合があります。